

## 内部質保証のための全学的な方針及び手続について

本学における内部質保証を推進するため、以下の通り方針を定める。

### 1. 内部質保証に関する本学の基本的な考え方

本学では、本学の教育理念・教育目的等を実現するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果に基づく改善を推進することにより、質の向上を図り、教育研究活動等が適切な水準にあることを自らの責任で説明し、証明していく恒常的・継続的プロセスのことを「内部質保証」という。

なお、内部質保証について、学園に所属する全ての教職員の理解を促し、組織的・継続的に取り組むものとする。

### 2. 内部質保証に係る組織と権限・役割分担

- (1) 本学における内部質保証の推進に責任を負う組織は、点検・評価全学審議会（以下、「全学審議会」という。）とする。全学審議会は、大学全体の自己点検・評価を統括し、全学的な観点から自己点検・評価を実施する。
- (2) 全学審議会の下部組織として学部・研究科・専門学校・医療機関・附属研究所等の各部局（組織）ごとに点検・評価委員会（以下、「部局別点検・評価委員会」という。）を置き、部局別点検・評価委員会は当該部局に関わる事項について自己点検・評価を実施し、その結果を全学審議会に報告する。
- (3) 学部・研究科等の各部局の長は、自己点検・評価の結果に基づき、全学審議会より改善を要するとして指摘された項目について改善計画の策定及び改善を実施し、その結果について全学審議会に報告する。
- (4) 全学審議会は自己点検・評価及び改善計画の策定・改善の実施状況等に関する概要を記載した「自己点検・評価報告書」を毎年度作成し、本学ホームページ等において公表する。
- (5) 全学審議会は以上の自己点検・評価及び改善計画の策定・改善の実施に至るプロセスが全学並びに各部局において恒常的・継続的に実行されるように推進する役割を担う。また、部局別点検・評価委員会は、当該部局に関する点検・評価を実施し、改善を要する事項について当該部局の長を中心とした改善計画の検討及び改善の実施が適切に行われるよう推進する役割を担う。

### 3. 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針

本学の教育活動における内部質保証の取り組みを恒常的・継続的に実践するため、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針を下記のとおり定める。

- (1) 建学の理念、本学及び各学部（学科）・研究科（専攻）の教育理念、教育目的等を実現するため、教育活動について大学全体、各学部（学科）・研究科（専攻）、授業科目の各レベルで企画・設計を行う。

- (2) 各レベルでの企画・設計に基づき、全学及び各学部（学科）・研究科（専攻）、各授業科目担当による具体的な運用を実施する。
- (3) 企画・設計及び運用の状況について、点検評価全学審議会及び各学部・研究科点検・評価委員会が中心となり、検証を行う。
- (4) 検証の結果及びアドバイザリーボード等の指摘を踏まえ、大学全体・各学部・研究科等において改善方策を検討し、次年度以降の改善・向上につなげる。
- (5) なお、入学時、在学時、卒業時の各段階での学修成果については、「学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）」に基づき検証を実施する。